



府 食 第 3 7 4 号
令和元年 1 0 月 1 日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和元年 9 月 24 日付け元消安第 2319 号（以下「通知」という。）により貴省から当委員会に対し意見を求められた輸入された牛血粉等を養魚用飼料又は肥料として利用することについては、下記に示す理由から、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

1. 牛血粉等を養魚用飼料又は肥料の原料として利用することについては、「食品健康影響評価について（回答）」（平成 26 年 10 月 7 日付け府食第 771 号）及び「食品健康影響評価について（回答）」（平成 25 年 7 月 1 日付け府食第 522 号）に記載のとおりであり、これを覆す新たな知見はない。
2. なお、通知に記載の管理措置が適切に運用されることを前提として、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難い。